

## 『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告案)

## 「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」(仮称)の概要

## I. はじめに

建築物のライフサイクルカーボンは、我が国のCO<sub>2</sub>等排出量の約4割を占めると推定され、建築物分野の脱炭素化は急務。  
また、2030年以降新築される住宅・建築物のZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保等の政府目標の実現に向けた建築物の省エネ性能の一層の向上の取組が重要。

II. 建築物の  
ライフサイク  
ルカーボン  
評価の促進

- (1)各ステークホルダーの責務・役割の明確化
- 建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割が必ずしも明確ではない

## (2)建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定

- 国における統一的な算定ルール、評価基準が存在しないため、削減に向けた検討や設計内容による比較が困難

## (3)建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 大手不動産事業者等においては、遅くとも2028年よりScope3開示が求められる
- 建築主、設計者間でのLCCO<sub>2</sub>評価に係る対話および評価の実施が少ない
- 中小規模の建築物の関係事業者の練度に関する配慮が必要
- 住宅については、住まいのアフォーダビリティの確保への配慮が必要
- 国や積極的な事業者等による先行的な実施などによる市場けん引が課題

## (4)建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 算定・評価結果の表示ルールや第三者認証・表示制度がないため、LCCO<sub>2</sub>削減に取り組んだ建築物の環境性能がアピールできず、市場において選択されない

(5)建材・設備のCO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備

- 建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備が課題
- 低炭素製品等の選択性を向上させるための環境の整備が必要

## (6)建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO<sub>2</sub>評価及び建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位整備の技術的・金銭的ハンドルがある
- LCCO<sub>2</sub>評価及び建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位整備の専門家が少ない

III. 建築物の  
省エネ  
性能の一層の向上

## (1)新築建築物における省エネ基準への適合の確保

- 2025年4月に省エネ基準適合が義務化され、省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)が図られた
- 今後の基準の引上げも見据え、設計者、施工者等の更なる技術力の向上や、自治体や機関等の審査側の体制確保・強化が必要

## (2)省エネ基準の段階的引き上げを見据えたより高い省エネ性能の確保

- 令和5年度時点で、新築住宅・建築物のZEH・ZEB水準への適合率は、それぞれ約46%、約37%に留まっている
- 2030年新築ZEH・ZEB水準目標や、2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標を踏まえると、より高い省エネ性能の確保(トップアップ)に向けた取組が必要

## (3)既存建築ストックの省エネ化等

- 2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標等の達成に向けては、住宅・建築物の省エネ改修の促進を図ることが必要
- 既存建築ストックの省エネ性能の向上にあたっては、省エネ性能の確認が容易ではないことや、コストが高くなるなどの課題がある

## (4)建築物における再生可能エネルギーの利用の促進

- 政府の中期目標等の達成に向けては、建築物分野においても再生可能エネルギーの利用の促進を図ることが必要
- 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進については、地域の気候条件など地域の実情に応じた取組を進めいくことが必要
- ペロブスサイト太陽電池について、実証事業の知見を生かした対応が必要

IV. 引き続き  
検討すべき  
課題

- 建築物のライフサイクルカーボン評価の段階的制度化における第2ステップの検討
- 削減実績量や削減貢献量といったGX価値を有する建材・設備の評価のあり方の検討
- 具体的な建材・設備等の仕様、性能及びコスト等を踏まえたZEH・ZEB基準の水準を超える省エネ性能の目標設定のあり方の検討
- 脱炭素化の促進にも資する既存建築ストックの活用に向けた対応

## V. おわりに

国土交通省においては、本報告を踏まえ、関係省庁等とも連携の上、必要な制度見直し等を速やかに実施し、建築行政に求められる役割を的確に果たすべき